

8月1日から

# 医療保険制度が変わります

老人保健受給者および国民健康保険高齢受給者（70歳以上で老人保健を受給していない国民健康保険加入者）については、毎年所得に応じて自己負担割合などを変更していますが、8月1日からその判定基準が変わります。

保険年金課課 ☎248842  
 市民生活課 ☎665702  
 市民生活課 ☎997954

		7月31日まで 判定基準	8月1日から 判定基準								
2割(10月1日から5割)負担	住民税課税世帯	所得区分 一定以上所得者 70歳以上の人および老人保健受給者のうち、一人でも一定の所得（課税所得145万円）以上の人が世帯（国保高齢受給者については国保世帯※）にいる人 ただし、70歳以上の人および老人保健受給者の収入の合計額が下記の場合は、申請により「一般」となります <table border="1"> <tr> <td>一人世帯</td> <td>484万円未満</td> </tr> <tr> <td>二人以上世帯</td> <td>621万円未満</td> </tr> </table>	一人世帯	484万円未満	二人以上世帯	621万円未満	70歳以上の人および老人保健受給者のうち、一人でも一定の所得（課税所得145万円）以上の人が世帯（国保高齢受給者については国保世帯）にいる人 ただし、70歳以上の人および老人保健受給者の収入の合計額が下記の場合は、申請により「一般」となります <table border="1"> <tr> <td>一人世帯</td> <td>383万円未満</td> </tr> <tr> <td>二人以上世帯</td> <td>520万円未満</td> </tr> </table>	一人世帯	383万円未満	二人以上世帯	520万円未満
	一人世帯	484万円未満									
二人以上世帯	621万円未満										
一人世帯	383万円未満										
二人以上世帯	520万円未満										
1割負担	住民税非課税世帯	一般	一定以上所得者に該当せず、住民税課税世帯（国保高齢受給者については国保世帯）に属する人								
	区分Ⅰ	同一世帯（国保高齢受給者については国保世帯）全員が住民税非課税で、各人の所得が0円となる世帯に属する人（年金収入については65万円まで控除）	同一世帯（国保高齢受給者については国保世帯）全員が住民税非課税で、各人の所得が0円となる世帯に属する人（年金収入については80万円まで控除）								
	区分Ⅱ	同一世帯（国保高齢受給者については国保世帯）全員が住民税非課税であって区分Ⅰに該当しない人	老齢福祉年金受給者 同一世帯（国保高齢受給者については国保世帯）全員が住民税非課税であって区分Ⅰに該当しない人								

※国保世帯=住民税世帯のうち、世帯主および国保加入者

## ◆税制改正に伴う2年間の経過措置◆

### ①公的年金など、控除の見直し、老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金など、控除の見直しおよび老年者控除の廃止に伴って「一定以上所得者」になる人で、課税所得が145万円以上213万円未満または、収入額の合計が383万円以上484万円未満（二人以上世帯の場合は、520万円以上621万円未満）となる人については、「自己負担限度額」についてのみ「一般」を適用します。

### ②老年者にかかる住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

地方税法上の個人住民税にかかる経過措置対象者を除き、課税となる人のいない世帯（国保高齢受給者については国保世帯）に属する老人保健受給者または国保高齢受給者であって、本人が非課税となる人については「自己負担限度額」および「入院時食事療養費標準負担額」について「区分Ⅱ」を適用します（老齢福祉年金受給者については「区分Ⅰ」を適用）。

※地方税法上の個人住民税にかかる経過措置対象者=合計所得が125万円以下の人で、平成17年1月1日現在、65歳以上の人  
 ※「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」に該当する人は、「限度額適用・標準負担額減額認定書」の交付を受けなければ適用となりませんので、8月中に必ず申請してください。



## 平成十八年度

# 提案公募型協働事業

### 自然環境教育の普及活動事業

### 「いのちのやま森の子」クラブ結成

自然体験学習や里山を愛する人たちの交流を通じ、自然環境への意識の向上と里山保全の啓発を図ります。

対象…小学生（保護者同伴）・中学生  
 とき…八月二十日(日)・午後一時

ところ…飯野山  
 定員…六十人（先着順）  
 参加料…一人三百円  
 里山ファオレストレンジャー（指導者費 成講座・全三回）

対象…里山保全に興味のある人  
 とき…八月十九日(土)・午後一時～三時  
 八月二十日(日)・午後一時

ところ…飯野山  
 定員…二十人（先着順）  
 参加料…七百人  
 締め切り…八月十四日(月)

講師…宮江介さん（東京大学森林科学 専門研究員）  
 ※十月と一月にも講座を開催します。

### 人まちネットワーク事業

### いつもの場所、寄つてかない?!

商店街の空き店舗を利用し、様々な活動をつなぐ拠点づくりと、交流を通じて人が集まるすてきなまちづくりを目指します。趣旨に賛同して下さる賛助会員を募集します。

場所…通町商店街内「home」  
 まちづくり交流cafe  
 オープン日…毎週水曜日・午後三時～六時、毎月第二・第四日曜日・午前十一時～午後四時、毎月第四土曜日・午後一時～三時  
 スッキリする会??(市民活動団体対象)  
 オープン日…毎月第一土曜日・午後一時～五時

問い合わせ先…ボラ  
 ンティアグループひ  
 こうきくも大空☎  
 0801392619  
 311



## 放課後留守家庭児童会制度

10月1日改正

生涯学習課 ☎241392

### 1. 開室時間の延長

期間	開室時間
長期休業中以外の月曜～金曜日	放課後～午後6時半
春休み 3月25日～3月31日 4月2日～4月5日	午前8時～ 午後6時半
夏休み 7月21日～8月10日 8月18日～8月31日	
冬休み 12月25日～12月28日 1月6日および1月7日	

※土曜日、日曜日、祝日および教育委員会が指定する日は開室しません。また、台風などの気象警報のため、時間が変更になる場合があります。

### 2. 保護者などの送迎

児童会を利用する場合は、児童の安全を図るため、保護者などの送迎をお願いします。やむを得ない理由で送迎ができない場合は、市生涯学習課へご相談ください。

### 3. 保育料の変更

- 午後5時半まで利用する場合=月額2,400円
- 午後6時半まで利用する場合=月額3,200円
- 次の期間に利用する場合は、(1)または(2)の料金に下の表の料金を加算した額が保育料となります。

期間	加算額
4月2日～4月5日	1,100円
7月21日～7月31日	1,600円
8月1日～8月10日 8月18日～8月31日	2,400円
12月25日～12月28日	1,100円
3月25日～3月31日	1,300円

(4)保護者の都合により児童会利用を休止または中止した場合、これまでは日割り計算を基に保育料を還付していましたが、今後は1か月のうち1日でも利用した場合は、1か月の保育料となります。

(5)同一世帯から二人以上の児童が児童会を利用する場合は、二人目以上の児童に係る保育料が半額になります。

